

「長野市いじめ防止等のための基本的な方針」改訂案 主な改訂箇所

資料 2

修正箇所

- ① いじめ問題再調査委員会の再調査報告書に基づく修正
- ② いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂に基づく修正
- ③ 長野市いじめ問題調査・解決チーム委員の意見に基づく修正
- ④ 前回改訂からの情勢の変化等に伴う修正

改正前	③ 改正後
はじめに(P.1) 長野市では、いじめに対する正しい理解の普及や児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備を進めるとともに、<u>市・学校・保護者・地域・関係機関及び団体</u>が連携し、市民総ぐるみで子どもを育む社会の構築に向けた取り組みを進めております。 (略) この間、教職員研修など様々な機会を捉え、いじめ防止対策推進法の周知徹底と教職員の資質向上を<u>図ってきたことにより</u>、各学校で同法に則った組織的な取り組み<u>が行われ、いじめの認知件数が増加してきました。</u> (略) 長野市としまして、<u>改定された</u>「(国)いじめの防止等のための基本的な方針」及び「(県)いじめ防止等のための基本的な方針」を参酌するとともに、これまでの取り組みの成果、課題等を勘案し、平成<u>27</u>年4月に<u>策定</u>した「いじめ防止等のための基本的な方針」を<u>改定</u>します。	はじめに(P.1) 長野市では、<u>子どもの権利を尊重し</u>、いじめに対する正しい理解の普及や児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備を進めるとともに、<u>市、学校、家庭、地域、その他の関係者</u>が連携し、市民総ぐるみで子どもを育む社会の構築に向けた取り組みを進めています。 (略) この間、教職員研修など様々な機会を捉え、いじめ防止対策推進法や<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)</u>の周知徹底と教職員の資質向上を<u>図り</u>、各学校で同法に則った組織的な取り組み<u>を行ってきました。</u> (略) 長野市としまして、「(国)いじめの防止等のための基本的な方針」及び「(県)いじめ防止等のための基本的な方針」、<u>「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)」</u>等を参酌するとともに、<u>長野市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書(令和6年12月26日)の提言を受け</u>、これまでの取り組みの成果、課題等を勘案し、平成<u>31</u>年4月に<u>改訂</u>した「いじめ防止等のための基本的な方針」を<u>改訂</u>します。

改正前	改正後
一 長野市のいじめの防止等に対する基本的な考え方(P.2) 2 いじめの防止等に対する考え方	一 長野市のいじめの防止等に対する基本的な考え方(P.2) 2 いじめの防止等に対する考え方 ③ <u>(1)「子どもの権利」を尊重することの重要性</u> <u>児童生徒は、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」「生命・生存及び発達に対する権利」を基本理念とする子どもの権利を、大人たちが十分に理解し、尊重することが重要です。周囲の大人は「子どもの権利」を実現し、いじめ防止等のために相互に協力していかなければなりません。</u>
2 市の取組 (1) 未然防止 イ 研修の充実(P.4) ・市教育センターによるいじめ防止、学級づくり、児童生徒理解等の研修の実施 ・児童生徒や家庭、地域を対象にした情報モラル教育の徹底 ・発達障害など児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援を行うための研修の実施 ・市教育センターの「道徳研究委員会」による授業研究	2 市の取組 (1) 未然防止 イ 研修の充実(P.4) ・市教育センターによるいじめ防止、学級づくり、児童生徒理解等の研修の実施 ・児童生徒や家庭、地域を対象にした情報モラル教育の徹底 ・発達障害など児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援を行うための研修の実施 ・市教育センターの「道徳科研究委員会」による授業研究 ① <u>・オンデマンド動画による、教職員を対象にしたいじめ防止等の研修機会の提供</u> ① <u>ウ 教職員への啓発</u> <u>・いじめ対応フローチャートや、早期対応のポイントをまとめた資料を各校へ配付・共有</u>

改正前	改正後
(2) 早期発見 イ 相談体制の整備(P.4) ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進 ・「ひとりでなやまないで！」相談窓口<u>シール</u>の配布等による、相談・通報窓口の家庭、地域への周知 ・<u>こども未来部</u>、教育委員会(学校教育課・教育センター)による来所、電話相談及び情報共有 ④ (3) いじめへの対応(P.5) ア 学校におけるいじめ問題の状況把握と支援 ・法第23条第2項による学校のいじめの事実確認と報告の指示 ・深刻化の懸念がある事案等について学校教育課指導主事の派遣による学校への指導・助言 ・学校と連携した調査、対応及び「長野市いじめ問題等調査員(法律、医療、心理、福祉等の専門家)」の派遣による学校支援 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による学校支援 ① (4) 家庭や地域との連携 ア 広報・啓発活動 ・「人権を尊重し合う市民のつどい」や市立公民館等での人権教育講座等の開催 ・住民自治協議会における家庭、地域、学校の連携への働きかけ ・「長野市青少年ネット利用啓発運動」(長野市PTA連合会)による情報モラル教育の推進 ・「長野市大人と子どもの心得八か条」(長野市PTA連合会、長野市校長会、長野市教育委員会)の普及啓発、家庭教育力向上講座の開催 ①	(2) 早期発見 イ 相談体制の整備(P.4) ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進 ・「ひとりでなやまないで！」相談窓口<u>の紹介通知</u>の配布等による、相談・通報窓口の家庭、地域への周知 ・<u>こども総合支援センター</u>、教育委員会(学校教育課・教育センター)による来所、電話相談及び情報共有 ・<u>一人一台端末を活用した相談フォームによる相談及び情報共有</u> (3) いじめへの対応(P.5) ア 学校におけるいじめ問題の状況把握と支援 ・法第23条第2項による学校のいじめの事実確認と報告の指示 ・深刻化の懸念がある事案等について学校教育課指導主事の派遣による学校や保護者等への指導・助言 ・学校と連携した調査、対応及び「長野市いじめ問題等調査員(法律、医療、心理、福祉等の専門家)」の派遣による学校支援 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による学校支援 ① (4) 家庭や地域との連携 ア 広報・啓発活動 ・「人権を尊重し合う市民のつどい」や市立公民館等での人権教育講座等の開催 ・住民自治協議会における家庭、地域、学校の連携への働きかけ ・「長野市青少年ネット利用啓発運動」(長野市PTA連合会)による情報モラル教育の推進 ・「長野市大人と子どもの心得八か条」(長野市PTA連合会、長野市校長会、長野市教育委員会)の普及啓発、家庭教育力向上講座の開催 ・<u>家庭及び地域向けの「いじめ防止リーフレット」の配付</u>

改正前	改正後
3 学校の取組 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置(P.6) 学校は、法第22条に基づき、複数の教職員、必要に応じて、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者より構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に、次のようないじめの防止等の取組を実効的に行います。 ○いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応 ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成 ○PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の検証、必要に応じた見直し ○児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口の設置 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、職員の情報共有 ① (略) (3) 未然防止(P.7) ア「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成 (ア) 教職員の姿勢、児童生徒の考えの明示 ・校長講話、学年集会、学級活動等における「いじめは許さない」という教職員の姿勢の発信 ・児童・生徒集会、学級活動等における「いじめはしない、許さない」という児童生徒の意思表示 ②	3 学校の取組 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置(P.6) 学校は、法第22条に基づき、複数の教職員、必要に応じて、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者より構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に、次のようないじめの防止等の取組を実効的に行います。 ○いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応 ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成 ○PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の検証、必要に応じた見直し ○児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口の設置 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、職員の情報共有 <u>○いじめへの対応について、迅速に学校の設置者に相談できる連携体制の構築</u> <u>○会議の際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録の統一されたフォーマットの作成や、文書管理規則に基づいた適切な記録の管理</u> (略) (3) 未然防止(P.7) ア「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成 (ア) 教職員の姿勢、児童生徒の考えの明示 ・校長講話、学年集会、学級活動等における「いじめは許さない」という教職員の姿勢の発信 <u>及び、犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについての周知</u> <u>・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した平時からの備えの徹底</u> ・児童・生徒集会、学級活動等における「いじめはしない、許さない」という児童生徒の意思表示

改正前	改正後
(3) 未然防止 エ 研修の充実(P.8) (ア) 職員研修の充実 ・教職員が自らの人権感覚を振り返ったり、磨いたりする研修の実施 ・児童生徒理解やいじめに対するスキルアップを図る研修の実施 (略) (5) いじめへの対応(P.9) イ 支援・指導のポイント (ア) いじめの通報、発見への対応 ・傾聴の姿勢を大切にしたいじめの通報、相談への対応 (略) (イ) いじめられた児童生徒への対応 ・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携した寄り添える体制づくり ③ ・法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した、安心して<u>学習等に</u> <u>取り組む</u>ことができる環境づくり ・「必ず守り通す」という姿勢、心のケアを大切にした心情に寄り添った支援 ・<u>解決が見られた</u>後の集団との関係、表情などの継続的な観察、支援	(3) 未然防止 エ 研修の充実(P.8) (ア) 職員研修の充実 ① ・<u>いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に対する理解や認識を深めるための研修の実施</u> ・教職員が自らの人権感覚を振り返ったり、磨いたりする研修の実施 ・児童生徒理解やいじめに対するスキルアップを図る研修の実施 (略) (5) いじめへの対応(P.9) イ 支援・指導のポイント (ア) いじめの通報、発見への対応 ・<u>児童生徒の気持ちに寄り添い、意見を尊重するために、</u>傾聴の姿勢を大切にしたいじめの通報、相談への対応 (略) (イ) いじめられた児童生徒への対応 ・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携した寄り添える体制づくりと、<u>どのような解決が児童生徒にとって最もよいのかという「子どもの最善の利益」を実現する姿勢</u> ③ ・法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した、安心して<u>学校生活を送る</u>ことができる環境づくり ・「必ず守り通す」という姿勢、心のケアを大切にした心情に寄り添った支援 ② ・<u>単に謝罪をもって安易に解消とせず、対応</u>後の集団との関係、表情などの継続的な観察や支援、<u>面談等の実施</u>

改正前	改正後
(ウ) いじめた児童生徒への対応(P.10) ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、「絶対に許さない」という毅然とした指導 ・自分自身の行為や心情を<u>振り返り</u>、いじめられた児童生徒の心の痛みに共感するなど、心に落ちるような指導 ・不満やストレス、いじめにつながった背景を理解しつつ、再びいじめに向かうことのないよう指導 ③ ・<u>解決が見られた</u>後の継続的な観察、行為の改善に努めている姿への賞賛 →必要に応じて、別室指導・出席停止の措置(学校教育法に準じて)	(ウ) いじめた児童生徒への対応(P.10) ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、「絶対に許さない」という毅然とした指導 ③ ・自分自身の行為や心情を<u>振り返る場の設定や</u>、いじめられた児童生徒の心の痛みに共感するなど、<u>対話等を通して</u>心に落ちるような指導 ・<u>児童生徒自身の意見を聴き</u>、不満やストレス、いじめにつながった背景を理解しつつ、再びいじめに向かうことのないよう指導するとともに、<u>児童生徒にとって何が最善かを踏まえた支援</u> ・<u>指導</u>後の継続的な観察、行為の改善に努めている姿への賞賛 →必要に応じて、別室指導・出席停止の措置(学校教育法に準じて)
(6) 家庭や地域との連携(P.11) イ 学校と家庭や地域が連携した取組学校と家庭や地域が連携した取組 ③	(6) 家庭や地域との連携(P.11) イ 学校と家庭や地域が連携した取組 <u>市、学校、家庭、地域、その他の関係者は、それぞれの立場において「子どもの権利」を尊重し、協力し合うことが極めて重要です。</u>